

和み

第11号 2009.1

発行：滋賀県立リハビリテーションセンター
〒524-8524 守山市守山5丁目4-30

(成人病センター内)

TEL:077-582-8157 FAX:077-582-5726

HP:http://www.pref.shiga.jp/e/rehabili/

第3回福祉用具展示相談会

～小さな発見、明日をちょっと快適に～

11月15日(土)に県立長寿社会福祉センターで「第3回福祉用具展示相談会」を開催しました。この展示相談会は福祉用具に関心をもっといただく機会、必要としている方がその人に合った物を見つけるヒントとなる機会になってほしいと一昨年から開催し、今回で3回目となりました。

当日は車いすや食事用具、福祉車両、各種新製品などさまざまな福祉用具を展示し、約300名が来場されました。会場では電動ベッドに寝てみたり、リフトを使ってみたりと福祉用具を体験している方や、運営スタッフに選び方や使い方などを相談している場面があちこちで見られました。

また、今回はより福祉用具を知ってもらうために「おむつの選び方・使い方」「移乗体験セミナー」など多岐にわたったミニ講習会を行い、受講者は熱心に聞いておられました。

来場者からは「他の場所でも行ってほしい」「年2回、開催してほしい」という声があり、今後の企画に活かしていきたいと思えます。

そこで!!次回は場所を変え、彦根で3月に「福祉用具展示相談会in彦根」を行います。裏面のちょっとリハビリ案内をごらんください。どうぞこちらまでご来場ください。また、福祉用具センターでは常時、福祉用具の展示と相談を行っていますのでご利用ください。

(福祉用具センター 谷)



第3回滋賀県連携リハビリテーション学会開催!!

第3回滋賀県連携リハビリテーション学会研究大会が、11月30日、近江八幡のG-NETしがにて開催されました。「期待される医療と社会の連携」をテーマに、基調講演は、筑波大学の奥野英子先生が「社会リハビリテーションとリハビリテーション連携」と題し、医学・教育・職業リハビリテーションと同じく、社会リハビリテーションという視点をわかりやすく説明して下さいました。それは、障害のある方が“自ら”“社会の中で活用できる諸サービスを活用して社会参加し、人生を主体的に生きていくための「社会生活力」を高めることをめざす援助技術・方法”です。「社

会生活力」というキーワードが新鮮でした。医療、保健、介護、福祉などの様々な連携を考える本研究大会の柱の一つだろうと思えました。

シンポジウムでは、ホームヘルプ、訪問看護、障害者施設、地域中核病院などの地域連携担当の方が、本人支援において重視されている視点を話されました。演題発表では、連携、地域リハ、生活支援、研究調査のみならず、口腔機能や脳性麻痺分野の発表もありました。連携というキーワードから約300の方が参加し、様々にテーマが広がった研究会であったと感じました。

(やまびこ支援センター 末廣)



県民参画事業 2次障害予防全体集会

『みんなで考えよう健康で暮らし続けるために』

日時：平成21年2月8日(日)
午後1時30分～4時20分(午後1時受付開始)
場所：イオンモール草津2階 イオンホール

～ 内容 ～

講演：『がんばりすぎてはいませんか？』
講師：大阪河崎リハビリテーション大学 教授 古井 透氏
パネルディスカッション：
『脳性まひ者が健康で暮らし続けるために』

日時・場所	タイトル・内容
平成21年2月6日(金) 13:30～16:30 滋賀県立 男女共同参画センター	ユニバーサルデザイン県民フォーラム 安心して暮らせる、そんな 「ユニバーサルデザイン」について触れてみませんか？ 問合せ先：滋賀県庁健康福祉政策課 電話：077-528-3519 FAX:077-528-4850
平成21年3月14日(土) 10:00～16:00 彦根市立 病院医療情報センター	福祉用具展示会IN彦根 ～楽々介護のいろは～ 展示あり・体験あり・相談できる！！参加無料 問合せ先 福祉用具センター 電話：077-567-3907 FAX：077-567-3967

リハビリテーション



～ 今回は自立支援法でどのようなサービスが利用できるのか一例をご紹介します ～

自立支援法も介護保険と同様に障害のある方が地域で暮らすこと事を支援するサービスです。障害者自立支援法の対象となる障害者は、

- (1) 身体障害者福祉法に規定されている身体障害者
- (2) 知的障害者福祉法に規定されている知的障害者のうち18歳以上の者
- (3) 精神保健および精神障害者福祉に関する法律に規定されている精神障害者のうち18歳以上の者
- (4) 児童福祉法に規定されている障害児および精神障害者のうち18歳未満の者 となります。

サービスの内容は大きく分けて「介護給付」と「訓練等給付」に分かれています。障害者自立支援法では、それぞれの障害の程度や生活状況に応じて、さまざまなサービスが提供されます。

35歳男性Kさんの場合、脳性マヒにより幼少期より四肢に麻痺が

あります。経理関係の仕事をし、市内にて一人暮らしをしておられます。Kさんは、食事の準備、洗濯などの家事援助（ホームヘルプ）や、病院への通院・外出へのサポートなどの移動介護を利用されています。これらのサービスの利用により、公私ともに充実した生活を送っておられます。

この他にも障害者自立支援法では、就労や社会生活を営むための多岐に渡るサービスの提供が対象になります。

利用者の自己決定を第一に考えて、その方の自立生活を支えるのが「障害者自立支援法」です。サービスの詳細については各市町が窓口となります。制度の詳細につきましては、こちらをご覧ください。

http://www.wam.jp/shienhou_guide/index.html

ちょっと知っとこ UID (ユニバーサルデザイン)

UD配慮項目シリーズ (3)

配慮項目5つ目は「誤操作防止など安全に使える」ことです。誤操作防止の為に、分かりやすい表示や音・ランプで知らせる機能や停止機能がついています。

6つ目は「手入れがやすく、長く使える」ことです。クリーニング機能がついているものや、手入れ・修理が簡単に行えます。

例) 電気調理器



ちょっと広場

今回は、入院しておられた、患者様から、お手紙をいただきましたので、紹介します。(たきがわ)



趣味と私

時代は変わっても人の心は変わらないですね。定年になったら、あれもしたい、これもしたいと思った矢先突然の怪我により大きな病気となった私。病気とうまく付き合う方法は何か思った時、絵を書く事により身体を和らげてくれました。

県立成人病センターへ入院。

幸運にも隔週サークルがあり、「絵てがみ」を書く会合。七階の窓より朝日に輝く三上山を背景に季節の花、果物、又、庭先で見つけた小石に絵を書くことにより、私の心と手足のリハビリを長く続けたいと思います。



長浜市 富岡基紀

編集後記 最近のユニバーサルデザイングッズってホントよく出来てるなーと思う今日この頃です。最近感動したのは、液体の入浴剤なのですが、本体の側面を押すと必要な量が測れて、そのまま傾けて入れることができるボトルです。入れすぎたり、こぼれたりとかが全くありません。こんな素晴らしいものが普通の生活になじんでいることがうれしいですね。みなさんも、こんな素晴らしいものみつけたよ！ってものがあればおしえてくださいね。また、感想もお待ちしてます。(うめいPT)